

# あぐりサポート事業

## 令和6年度 募集のご案内



JAふじ伊豆は、農家組合員の持続可能な営農継続に向け、生産にかかる費用の一部を「あぐりサポート事業」で支援します。

受付期間：令和6年4月1日～上限に達し次第終了

対策名	助成内容	助成率
有害鳥獣被害防止対策	電気柵・ワイヤーメッシュ等の設置にかかる費用の一部を助成 ※1万円以上の事業が対象	費用の20% ※上限5万円
農業用ハウス導入促進対策	農業用ハウスの新設・改修・付属設備（加温機等の加温に関わる付属施設）にかかる費用の一部を助成 ※10万円以上の事業が対象	費用の15% ※上限30万円
農業機械導入促進対策	農業機械の購入にかかる費用の一部を助成 ※アタッチメントは本体同時購入のみ対象 ※30万円以上の事業が対象	費用の10% ※上限15万円
スマート農業活用支援対策	スマート農業の導入にかかる費用の一部を助成 ※スマート農業機器の購入または農業用ドローンによる農薬等の散布の事業が対象	購 入 費用の10% ※上限3万円
		散 布 1,000円/10a ※上限1万円
農業用生産資材導入支援対策	農作物を生産するための農業用資材及び農業機械の導入にかかる費用の一部を助成 ※有害鳥獣被害対策は3千円以上1万円未満の事業が対象 ※農業用ハウスは2万円以上10万円未満の事業が対象 ※農業機械は10万円以上30万円未満の事業が対象	有 害 鳥 獣 一律1,000円
		農 業 用 ハ ウ ス 農 業 機 械 費用の10% ※農業用ハウス：上限1万円 ※農業機械：上限3万円

- ご利用いただく場合は事前および事後に必要な書類を添えて申請手続きが必要となります。
- 申請内容によっては、助成率が変更される場合や対応しきれない場合がございますのでご了承ください。
- 各予算枠に達した対策については、その時点で受付を終了させていただきます。
- 当事業のご利用は、原則、当JA富士宮地区内に居住の当JA組合員に限ります。

### お申し込み方法

事前に最寄りの営農経済センターへお問い合わせください。